

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/5/23号 (No. 273)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 第7回日中韓サミット共同宣言：地域知的財産権体制整備を推進(国家知識産権網 2018年5月16日)
2. SIPO 劉俊臣副局長、上海商標審査協力センターを視察(国家知識産権網 2018年5月16日)
3. SAMR 張茅局長、欧州連合(EU)のホーガン欧州委員と会談(市場監管総局公式サイト 2018年5月15日)
4. SAMR 張茅局長、アイルランド農業・食糧・海洋大臣と会談(市場監管総局公式サイト 2018年5月15日)
5. SAMR 田世宏副局長、ランゲ欧州議会国際貿易委員会委員長と会談(中国打撃侵權工作網 2018年5月11日)

○ 地方政府の動き

1. 遼寧省知識産権局と大連理工大学が戦略的協力協定を締結(国家知識産権網 2018年5月16日)
2. 浙江知識産権局、電子商取引分野における専利保護特別行動を実施(国家知識産権網 2018年5月11日)
3. 「上交会」で知財保護を強化、6年連続で「苦情ゼロ」(中国打撃侵權工作網 2018年5月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 公安機関が知的財産権犯罪摘発を推進、常態化された活動体制をほぼ整備(中国打撃侵權工作網 2018年5月9日)

○ 統計関連

1. 中国の地理的表示登録商標が4150件に、4月末時点(中国打撃侵權工作網 2018年5月15日)

○ その他知財関連

1. 「一帯一路」サミット開催1周年、知的財産権国際協力が絶えず推進(国家知識産権網 2018年5月16日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 第7回日中韓サミット共同宣言：地域知的財産権体制整備を推進★★★

中国国務院の李克強総理がこのほど、東京で開かれた第7回日中韓サミットに出席した。同日発表した共同宣言によると、3カ国は、経済の持続的成長を維持するために、クリエイティブ重視と公平競争促進の知的財産権体制の確立が必要であるとし、特許長官対話を含む3カ国による知的財産権協力は地域知的財産権体制の整備を推進する上、重要な役割を果たすもので、これに関して一層協力強化したいと表明した。

同日夜に李克強総理と安倍晋三首相が出席した共同記者会見で、李総理は、「中国と日本は相互の政治的信頼を高めるだけでなく、実務的な協力も深めなければならない」との考えを示し、「両国は

経済的相補性が強く、イノベーションを含む多くの分野での協力は、技術革新と知的財産権の保護を促進できる」と語った。

このほか、李克強総理は現地時間の11日午前、安倍晋三首相と一緒に中日知事省長フォーラムの開幕式に出席し、挨拶をした。李総理は挨拶の中で、「今回の訪問期間中、中日両国政府は多くの協力合意に到達し、両国の地方や企業の深いレベルでの協力のための条件と可能性を作り出した。双方はイノベーションに向けた発展協力を展開し、イノベーションをめぐる対話メカニズムを構築し、ハイテク技術や人口高齢化への対応、医療衛生といった経済社会の発展と国民生活の需要に対応した分野で両国が技術協力を展開することを段階的に後押しすると同時に、知的財産権を厳格に保護することに同意した」と述べた。

(出典：国家知識産権網 2018年5月16日)

★★★2. SIPO 劉俊臣副局長、上海商標審査協力センターを視察★★★

国家知識産権局（SIPO）の劉俊臣副局長がこのほど、上海商標審査協力センターを視察した。劉副局長は、各審査協力センターが責任意識を持って審査活動を強化し、年度目標を確実に達成するよう求めた。

中国の商標出願は急増している。昨年の出願件数は前年比55.7%増の574万8000件に達し、今年1～4月は前年同期比70.89%増の214万200件に達した。劉副局長は、北京以外での商標審査協力センターの設置は、審査業務の圧力を軽減し、審査周期を短縮するための効果的な措置であるとの認識を示し、各審査センターが使命意識、責任意識、大局意識を強化して、年末までに審査周期を6ヶ月以内に短縮するという目標を確実に実現しなければならないと強調した。

今後の活動について、劉副局長は、▽商標登録手続きの簡素化改革の推進、▽新技術の活用による商標審査活動の効率向上、▽審査人材の育成、研修訓練の強化——の3つを強調した。

(出典：国家知識産権網 2018年5月16日)

★★★3. SAMR 張茅局長、欧州連合（EU）のホーガン欧州委員と会談★★★

5月15日、国家市場監督管理総局（SAMR）の張茅局長が北京で欧州連合（EU）のホーガン欧州委員（農業・農村開発担当）と会談を行った。

張局長は、「地理的表示は重要な知的財産権で、地理的表示商品の開発、運用、保護は中国農村の発展において重要な役割を持つ」とし、再編成された国家知識産権局による地理的表示の保護活動を支持し、中国とEUの地理的表示が平等で効果的に保護を受けるよう促進したいと表明した。

ホーガン欧州委員は、中国とEUの関連部門が経済、貿易分野の協力事業で取得した実績を評価した後、良好な交流、協力関係を維持し、各分野活動の順調な実施を推し進めていきたいと語った。

双方はまた、ワインやスピリッツ製品、乳児用調合乳の登録などの問題について意見交換を行った。
(出典：市場監管総局公式サイト 2018年5月15日)

★★★4. SAMR 張茅局長、アイルランド農業・食糧・海洋大臣と会談★★★

5月14日、国家市場監督管理総局（SAMR）の張茅局長が北京で、アイルランド農業・食糧・海洋省のマイケル・クリード大臣と会談を行った。

張茅局長は、農産物と食品安全分野における両国の良好な協力関係を評価した後、現有の協力枠組みの下で更に交流を深め、政策・技術分野の交流、研修訓練を推進し、貿易障壁を削減、排除して、経済貿易関係の発展に共に寄与したいと語った。

クリード大臣は、中国に輸出する肉類の食品の最高基準を確保するよう安全管理を強化すると表明し、さらに、今後の貿易拡大や中国企業によるアイルランド進出、トレーサビリティ（追跡可能性）分野の研修事業の共同実施などに期待すると語った。

(出典：市場監管総局公式サイト 2018年5月15日)

★★★5. SAMR 田世宏副局長、ランゲ欧州議会国際貿易委員会委員長と会談★★★

5月8日、国家市場監督管理総局（SAMR）の田世宏副局長が北京で、ベルント・ランゲ欧州議会国際貿易委員会委員長と会談を行った。

田副局長は、国家市場監督管理総局の機能と改革作業を紹介した。また、中国のビジネス環境の世界順位上昇などに言及し、「中国政府は地理的表示保護を高く重視する。法制度の相互尊重を前提に、地理的表示製品の保護に関する先進的な経験などを交流し、EU-中国の地理的表示協定の交渉プロセスを推進したい」と話し、EUとの関連分野における協力を深め、貿易障壁の削減と排除などに共に努めたいと表明した。

ランゲ委員長は、「協力関係を引き続き推進し、双方の投資家、企業の知的財産権を含む合法的権益の保護に寄与したい」、「地理的表示協定の早期締結を望む」などと語った。

双方は総合的な法執行活動、投資成長の促進、標準化協力などのテーマについても意見を交わした。（出典：中国打撃侵権工作網 2018年5月11日）

○ 地方政府の動き

★★★1. 遼寧省知識産権局と大連理工大学が戦略的協力協定を締結★★★

遼寧省知識産権局と大連理工大学がこのほど、知的財産権に関する戦略的協力協定を締結した。双方は、遼寧省「大学知的財産権運営センター」を共同で設立する。省知識産権局の李長春局長、大連理工大学の宋永臣副学長が締結式に出席した。

李局長は大連理工大学の研究活動、人材教育、知的財産権活動を評価した後、大学による知的財産権の創造・保護・運用、人材育成などを引き続き支援すると表明した。また、大学が知的財産権成果の移転、人材育成を強化するよう期待を示した。

李局長と宋副学長は、知的財産権強省強校建設戦略的協力協定に署名し、「遼寧省大学知的財産権運営センター」の銘板を除幕した。参会者らは遼寧省、大連市、大学の知的財産権発展をめぐる交流を行った。

（出典：国家知識産権網 2018年5月16日）

★★★2. 浙江知識産権局、電子商取引分野における専利保護特別行動を実施★★★

5月8日、浙江省知識産権局が同省の電子商取引産業の発展状況を踏まえて作成した「2018年電子商取引分野専利保護特別行動活動方案」を発表した。

「活動方案」は、中国電子商取引分野の専利法執行・権利保護に関する協力調整（浙江）センターの役割を果たし、主要産業とイノベーション資源の集積地域、大型商品流通センターに重点を置いて集中的な是正措置を行い、専利権の侵害・詐称行為を正確かつ迅速に摘発するよう求めている。活動の主な内容として、▽電子商取引分野の専利詐称事件の調査、処罰、▽電子商取引分野の専利権侵害紛争の調停、▽オンライン・オフラインを統合した法執行活動の実施、▽電子商取引サイト運営企業の権利侵害判断への支援——などが含まれる。

この外、「活動方案」に特別行動のスケジュール、摘発手続き、保障措置などに関する内容が盛り込まれている。

（出典：国家知識産権網 2018年5月11日）

★★★3. 「上交会」で知財保護を強化、6年連続で「苦情ゼロ」★★★

商務部、科技部、国家知識産権局、上海市政府が共催した第6回中国（上海）国際技術輸出入交易会（上交会）で、上海市知識産権局が知的財産権の保護とサービスを強化し、6年連続で「知的財産権苦情ゼロ」を実現した。

開催前、法執行担当官は予防措置として、主要展示エリアなどに対する全面的な検査を行い、知的財産権紛争の恐れがある多数の問題点を発見し、是正させた。開催期間中には知的財産権関連の侵害、違法を適時に発見するよう検査活動を強化するとともに、知的財産権に関する相談、苦情のオンライン受付窓口を開設した。また、上交会に設置した知的財産権サービスセンターの機能を整備し、関連部門や専門機構と提携して、現場での苦情受理、コンサルティング、情報検索、政策解析などを統合させた「ワンストップ」サービスを提供するなど、活動体制の改善に注力した。開催期間中、サービスセンターは1000回以上の相談を受け付け、さまざまな宣伝資料5000点以上を配布した。
(出典：中国打撃侵權工作網 2018年5月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 公安機関が知的財産権犯罪摘発を推進、常態化された活動体制をほぼ整備★★★

全国の公安機関は国の模倣品摘発方針を徹底し、知的財産権侵害に関わる犯罪を厳しく摘発し、常態化された活動体制をほぼ整備した。

統計によると、昨年以來、全国の公安機関は知的財産権侵害に関わる犯罪事件2万1000件を摘発し、容疑者2万8000人を逮捕した。事件に関わった模倣品などの総額は83億人民元に上る。

摘発活動において、公安機関は、ビッグデータなどの情報技術を活用し、各行政法執行部門との情報共有、共同エンフォースメントなどを含む犯罪摘発の新たな手段を導入した。また、企業との意思疎通、交流を強化し、国内外企業の知的財産権に対する平等で全面的な保護に取り組んでいる。国際協力分野では国際刑事警察機構、米国、EUなど35の国際組織、国家と協力体制を確立し、国境をまたぐ知的財産権犯罪ネットワークの摘発で一連の成果を上げている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年5月9日)

○ 統計関連

★★★1. 中国の地理的表示登録商標が4150件に、4月末時点★★★

4月末時点の統計によると、中国の地理的表示登録商標が4150件に達した。この中の半数以上は地域経済の主要産業に成長し、就業や住民収入の増加などに積極的に寄与している。5月14日、広西チワン族自治区南寧市で開催された「地理的表示による貧困扶助」イベントでわかった。

2012年以降に登録された地理的表示は1918件、全体の46.2%を占める。一方、国家知識産権局商標局は地理的表示に関する違法事件の摘発や、地理的表示商標の利用方法の規範化など、権利侵害の抑止と権利者の合法的権益の保護に取り組んでいる。2009年から現在までに、各種類の地理的表示に関する権利侵害事件744件、総額883万元の違法商品などを摘発した。特に2015年に全国で実施した特別行動で、地理的表示に関する登録商標専用権の侵害事件117件を摘発し、総額111万元に上る違法商品などを差し押さえた。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年5月15日)

○ その他知財関連

★★★1. 「一帯一路」サミット開催1周年、知的財産権国際協力が絶えず推進★★★

昨年5月14日、北京国家会議センターで「一帯一路」国際協力サミットが開幕した。その後の一年間、「一帯一路」構想の重要な一環である知的財産権分野の国際協力が絶えず推進されてきた。

国家知識産権局が年初発表したデータによると、2017年、中国による「一帯一路」沿線国での特許出願公開件数は5608件、前年比16.0%増加した。この中で、ロシアでの特許出願公開件数は1354件に達した。一方、「一帯一路」沿線国の中国における特許出願は同16.8%増の4315件であった。「知的財産権の国際協力は、沿線国の知的財産権制度のさらなる整備に寄与すると共に、重要な発展のチャンスを提供している」と、中国社会科学院・法学研究所の李順徳研究員が語る。

「一帯一路」枠組みにおける知的財産権の国際協力が進んでいる背景の下、中国とカンボジアは今年3月2日、カンボジアにおける中国の有効特許の無審査承認について合意した。また、国家知識産権局と世界知的所有権機関は「一帯一路知的財産権協力枠組み協定」を締結した。知的財産権の優位性を生かした国内企業の海外進出も活発化している。サミット開催1周年以来の実績について、李順徳氏は、「知的経済のグローバル化が進む今、中国の知的財産権制度の積極的な役割発揮で各国が提携することは、世界のイノベーションを有力に促進するだろう」との認識を示した。

(出典：国家知識産権網 2018年5月16日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved